



性暴力と司法：
なぜ被害者の視点が理解されないのか

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-05-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 手嶋, 昭子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/00017686

性暴力——その後を生き抜く人たちと共に
第2回 講演1

性暴力と司法
——なぜ被害者の視点が理解されないのか——

手嶋 昭子

手嶋でございます。京都女子大学で家族法とジェンダー関係の科目を担当しております。もともとの専攻は法社会学という分野になります。今日は「性暴力と司法——なぜ被害者の視点が理解されないのか——」というテーマでお話をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

最初に「被害者」という言葉についてですが、「被害者」という言葉がしっくりこない、違和感がある、という当事者の方のお話も伺っていますし、「サバイバー」という言葉もありますけれど、そちらも自分はあまり好きじゃない、という方もいらっしゃるし、本当に当事者の方々によって受け止め方はいろいろです。私の後でご登壇なさる中島さんは「☆（ほし）さん」という表現をされていて、私はとてもそれが好きなんですけれど、さりとて私が使うのもどうかと思い、今日はもっとも一般的な表現である「被害者」という言葉を使わせていただきたいと思います。

1. 被害者への理解が進まない背景

まず、被害者への理解が進まない背景ということで、これは裁判の場でのことを念頭に置いております。今回の講演会で、もともとはもっと刑法

改正ですとか被害者支援の問題点について話をしてほしいというご依頼をいただいていたのですが、刑法改正にしましても被害者支援制度にしましても、すでに多くの方たちが発信しておられますし、また何より今回の講演会では当事者の方、そしてその立場でご支援をされている方たちがいらっしゃるの、少し違う視点からのお話をさせていただこうかと思ひ、こういうテーマを選ばせていただきました。

刑法改正がなぜ求められてきたのかというと、本当にもう何十年も裁判において被害者の視点というものがあまりにも理解されない。そのことでたくさんの人たちがずっと批判をし、主張し続けてきたわけです。それがやっと今回、110年ぶりに刑法が改正されました。快挙でもあり、またさらにもっともっと変えていかなければいけないということで、今、専門家の方、当事者の方、支援者の方が参加されて、性犯罪に関する刑事法検討会が法務省に設置され、そこで議論が進められています。そこで本当にたくさん資料が出てきていて、正直私も全部フォローしきれないくらいです。10年、20年前に性暴力の問題をずっと勉強し調べていた時には、資料・文献すらもっともっと少なかった時代がありましたから、そこから比べますと、海外と比較すれば日本は遅れているとは言われていますが、本当に着実に時代は変わってきているとは思っております。

裁判の場で被害者への理解が進まないということで、とにかく刑法を改正しようということがずっと主張されてきていたわけですが、なぜそういう理解が進まないかということを考えて時に、以下の三点が考えられるのではないかと考えております。

一点目が、性暴力被害の実態が、司法関係者に十分理解されていないということ。これも少しずつ進んできてはいますが、まだまだであろうということ。

それから二点目は、司法関係者におけるジェンダーおよびセクシュアリティに関する偏見、無知がまだあるということ。もちろん、司法関係者を十把一絡げで断罪する気はありません。裁判官、検察官、弁護士さん、それから警察関係の方たちの中でも、非常に被害者の立場に立って考えてくださる方たちもたくさんいて、それこそ本当に様々なんです。裁判自体が

同じ事件でも一審、二審で判断が変わっていくというのもそうですが、扱う人によって本当に全然違う。そこが一つ混乱を招いているということで、刑法を変えていかなければということにもつながってきてはいるのですが、どんな立場の方についてもなるべくステレオタイプで考えることはしないようにしたいと思っております。

全体的な傾向として一点目、二点目ということがあるのかなと思います。三点目として、刑事司法に関わる諸問題について今日お話をさせていただきたいと思っています。

あと二点目に関しては、前回、岡田実穂さんのほうからLGBTIQAについてのお話がありましたし、男性被害者、それから私のスライドでは「ジェンダーおよびセクシュアリティに関する」としか書いていませんが、障害を持っている方たちの被害の問題など、やっと社会的に知られ始めてきたというようなこともまだまだありますので、たぶんもっと知られていない、被害が理解されていない人たちがいらっしゃるのではないかというふうにも思っております。

裁判といっても、そもそも裁判にいくような事件が少ないんじゃないか、というご意見もあると思います。もともと刑事手続きの対象になるのは、刑法に規定のある「性犯罪」と認められるものに限定されますので、一般的に「性暴力」と言われた時に相手の意思に反する性行為をすべて「性暴力」と考えるとすれば、「性犯罪」というのはもっともっと狭い。ですので、裁判に乗るようなものが本当に少なくなってしまうという問題点ももちろんございます。

それから、そもそも被害届を出す／出さない、出したとしても受理されない、起訴されない等々、被害者の方が刑事手続きに乗せようと思っても乗せてもらえないということもたくさんあって、裁判になるケースが非常に限られていることが大きな問題として背後にあるということをまず確認して、そこからお話を始めさせていただきたいと思います。

2. 刑事事件の特性

ここで刑事事件の特性について何点かお話をさせていただきます。

(1) 民事事件と刑事事件

ご存じの方も多いと思いますが、裁判というのは、民事事件と刑事事件の二つに大きく分かれます。他にもありますけれども、一般市民が関わるようなことというのは、この二つが主要なものになると思います。

民事事件は、たとえば性暴力の場合、不法行為（相手の権利を不当に侵害する行為）というふうに規定されていますが、不法行為があった場合、被害者が加害者に損害賠償を請求するという形になります。ここでは裁判における対立図式は、「原告」vs「被告」ということで、「被害者」vs「加害者」という構図になります。

それに対しまして刑事事件は、刑法に規定された犯罪類型としての犯罪行為があったということで加害者の責任を問い、刑罰を科すことを求めるという方法になります。ここでは裁判における対立図式は「検察官」vs「被告人（加害者と目されている人）」という構図になるわけです。

いろいろな違いがありますが、中でも主な違いについてお話ししておきますと、一般的に民事事件で求められる証明の程度というのは、刑事事件よりも緩やかだと言われております。一般的によく言われるのは、セクハラ等があっても、刑事事件では被告人（加害者）の刑事上の責任が認められるためのハードルが高いけれど、民事事件であれば加害者の民事上の責任（不法行為責任）が比較的認められやすい、ということです。

また、それぞれの事件では、課される制裁が大きく違います。民事事件は原則として金銭賠償なのでお金を払えばいい。でも、刑事事件ですと刑罰です。刑罰というのは罰金ももちろんありますけれども、懲役刑などのように刑務所に収監されるものが典型例となります。そこでは、自由が剥奪されることとなります。つまり基本的人権が剥奪されるという非常に重い制裁が課されるということです。また、有罪となって前科がつく。法律用語ではないのですが、一般的に前科という言葉が使われています。前科

がつくと、刑の程度によりますが、たとえばお医者さんになれないとか弁護士さんになれないとか、そういった権利・資格の制限があったりします。そうやってきますと、民事で負けてお金払わなければいけないというのと刑事で有罪になって刑務所に行かなければいけないというのと、まったく重みが違ってくるということがあります。ですので、民事事件とは違う刑事事件の特性がそこにあるということになってきます。

(2) 被害者は長らく「蚊帳の外」だった

これもよく言われていることですが、「被害者は長らく「蚊帳の外」だった」。2000年代になってやっと、犯罪被害者の権利・利益の保護を図る様々な法制度が作られたのですが、それまでは、刑事裁判で被害者はあくまで「証人」という位置づけであって、刑事裁判で闘うプレーヤーは被告人と検察官です。「被告人」vs「検察官」の闘いであって、もちろん被告人を弁護する弁護士さんがいて、だから「弁護士」vs「検察官」のような構図になって、被害者はどこにいるのかというと、主たるプレーヤーではなく、「証人」という少しずれた位置づけになっているということが、構図としては刑事事件の特性と言えると思います。もちろん被害者も裁判の中で意見を言うとか、いろいろな制度が作られ認められてきてはいるのですが、やはりこういう特性がもともとあるということは非常に重要で、それが刑事裁判のあり方を規定しているように思います。

(3) 刑事司法の目的

刑事司法の目的、刑事裁判は何のために行われるか、ということですが、これは非常に伝統的な考え方で、変わってきているとは言われているのですが、少しご紹介したいと思います。平成2年2月20日の最高裁判決ですが、刑事裁判というのは、「国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、犯罪の被害者の被侵害利益ないし損害の回復を目的とするものではない」。社会の秩序の回復が目的であって、被害者の個別の被害・損害の回復が目指されているものではないということになっています。この後、先ほどお話ししましたように裁判における被害

者の権利とか利益をもっともっと保障しなければ、ということで法制度の改革が進みましたし、司法関係者の間でも、被害者の言葉の重みというものをもっと受け止めなければ、というふうに意識が変わってきているということも聞いてはいます。でも、これがもともとの伝統的な考え方であるということです。

(4) 弁護人にとっての刑事事件

もう一つ、弁護士の方たちにとっての刑事事件とはどういうものなのかということで、これは刑事弁護で有名なある弁護士さんがインタビューで答えられているところを引用させていただいたのですが、刑事弁護をなさっている弁護士さんの思いがよく表現されている言い方だと思ったので、紹介させていただきます。

刑事事件のやりがい「民事や家事とちがって、刑事事件では、相手方が国家権力なので、思う存分争うことができるところです。捜査機関と弁護人では、象とアリくらいの力の差がありますが、だからこそ思いっきり争うことができるんです。」

弁護士さんから見た刑事事件というのは、相手が国家権力なのでそれに対峙するということです。もちろんそれは冤罪を防ぐために非常に大事なことです。ただ、性暴力の事件の場合になってきますと、被告人を無罪にする、あるいは被告人の刑を軽くするためにどうするかというと、被害者の証言の信ぴょう性を削いでいく。そこで何が行われるかというと、被害者の方を貶めるようなことが裁判の場で戦略として行われ、それが被害者の方への非常に深刻な二次被害につながっている。アメリカなどでは、レイプシールド法が1970年代くらいからできていて、被害者の過去の性的な経験だとか傾向に関して、裁判の場で証拠を出すことが原則として禁止されていたりするのですが、日本ではそういうものもまだなくて、弁護士さんとしては依頼人の利益のために頑張るのがもちろん本筋なのですが、その方法において、場合によってはそれが被害者への二次被害につながるこ

とが往々にしてあるということです。

3. 刑事司法の謙抑性

(1) 刑法の謙抑主義

刑事司法の謙抑性という、刑事裁判そのものの前提となっている考え方について少し見ていきたいと思います。これは刑法の謙抑主義とも呼ばれているものですが、要は、可能であれば、なるべく刑法を適用しない、なるべく起訴しない、なるべく重い刑罰を課さない、という考え方です。もちろんそれは様々な要因を考慮したうえで慎重かつ適切に行われなければいけないわけですが、なぜそういう基本的な発想があるかということ、第二次大戦前に刑罰権の濫用の弊害が著しかったことへの反省に立って、戦後このような考え方が基本姿勢として重視されてきました。現在では、その謙抑主義的な考え方の限界も意識されていて、先ほども申し上げたように被害者の視点をもっと重視しなければいけない、というふうに言われるように変わってきてはいます。ですけれども、たとえば今、さらなる刑法改正を議論されている性犯罪に関する刑事法検討会の議事録などを拝見すると、処罰されるべき事件がまだまだ処罰されていないのではないかと、というご意見がたくさん出されています。ということは、やはりこの刑事システムの基本的な考え方の影響といいますか弊害が今なおあるのではないかと、ということで、見直していくことが必要ではないかと感じています。

(2) 謙抑的な量刑判断（刑罰の重さの判断）

刑罰の重さを考える時も、このように抑制的な考え方が作用していて、もし被告人に有利な事情があれば、それを使って刑を軽くする方向で判断していこう、という考え方があります。もちろんこの考え方一つだけではなくて、いろいろな考え方を組み合わせて、最終的にこういう刑罰でいこうという判断がされるのですが、そのうちの一つの考え方が、被告人に有利な事情があれば軽減していこうというものです。有利な事情とは何かというと、たとえば前科がないとか、すでに社会的制裁を受けているとか、

あるいは十分に反省している等々です。これは要するに、こういうことがあれば、たぶんこの人は再犯の可能性が少ないだろうということです。前科がないということは、この人が犯罪者としてそれほど悪質ではないということの証左であるとか、すでに社会的な制裁を受けているのであれば、もうこれ以上刑罰を重くしなくてもこの人は反省して再犯しないだろうとか、あるいは、十分に反省しているということがいろいろなことでわかれば、そういう人はもう再犯しないだろうとか、そのような考え方があって、量刑を軽減するというも行われていたりするわけです。

(3) 再犯防止と謙抑的量刑判断

しかしながら、性暴力の場合、そのような量刑の軽減は、はたして再犯防止に有効なのだろうか？ もちろんここで考えていますのは、冤罪になるような話ではなく、被告人も罪を認めていて加害者であることが明らかかなケースであるということを前提としてご理解ください。

犯行常習者の場合、いろいろなサイトがあって、捕まらないためのテクニックをみんなで共有し合っていたりするようです。また、性犯罪の加害者の教育プログラムに関わっている方たちによりますと、加害者が、被害者に対する謝罪の意識を持つようになるのは本当に最後の段階であるということのようです。最初は、迷惑をかけたということで家族とか職場に対しては申し訳なかったという気持ちは出てくるのだけれども、被害者の方への謝罪というのは最後の最後なんだ、ということをよくいろいろな方が異口同音におっしゃっています。常習者が自分一人で再犯しないようにしよう、やめよう、と思ったり努力しても、なかなか犯行を止めることはできない、ということが明らかになってきています。

そうだとすれば、不起訴にしてしまうとか、無罪にしてしまうとか、執行猶予をつけるとかということになると、結局再犯を防ぐ手立てがない。だからといって、刑務所に行けば良いのかというとそうでもなくて、刑務所に行ったからといって性犯罪の加害者の場合に再犯が防げるとはもちろん限りませんし、刑務所によってはいろいろなプログラムを実施されているところもありますが、それも限定的です。ですので、刑務所に行けば良

いという話でもない。もちろん、刑務所に行くことが無駄だと言っているわけでもありません。私も、性犯罪の方ではないですけど元受刑者の方から、刑務所という場で自分を見直さざるを得ない、見つめざるを得ない、そういう環境にいて初めて罪を犯さない自分というものを取り戻すことができた、というお話を聞いたことがあります。ですので、刑務所に行くことそれ自体が良いとか悪いとかということではなくて、再犯を防ぐためには、それに向けた有効なプログラムの受講につなげていかないと、加害をした人たちにとっても望ましいことにならないのではないだろうか、と思います。ですので、これまでの一般的な謙抑的な量刑判断というのは、性暴力の場合にはあまり有効ではないのではないかと思います。

4. 被害者イメージ

(1) 被害者は被害後、ハッピーになってはいけない？

ここまでのところで刑事裁判のお話をさせていただいたのですが、次に、被害者のイメージについて少しお話をしたいと思います。ここに挙げさせていただいている例は、たまたま私の身近で聞いた話なのですが、デートDVの被害者の方が加害者の元カレに対して損害賠償請求をするという民事裁判の場合です。加害者と別れた後、優しい彼氏ができたのですが、その彼氏に対して彼女は、「訴訟を起こすことにしたので裁判が終結するまで一切連絡をとらないことにしたい」と申し入れられたんです。これが弁護士さんの戦略なのか、ご本人がそういうふうにお考えになったのか、詳しいことはわからないのですが、もちろんいろいろな解釈の仕方があると思いますが、もしかするとこれは、被害者は被害の後ずっとアンハッピーでないといけない、そうでないと裁判の場で不利になってしまう、というようなことを非常に象徴しているケースではないかと思います。

(2) 固定した被害者像

それは実は民事だけの話ではなくて、固定した被害者像というものが独り歩きしている。裁判の場で「被害者らしくない」と判断されてしまうと、

本当に被害にあったのだろうか、あるいは被害にあったかもしれないが深刻さはそれほど大したことないんじゃないか、と判断されてしまう、不利になってしまう、という話は私もよく聞いております。

固定した被害者像ということで、被害者イメージについては前回、伊藤良子さんからもお話があったところですが、かつては「犬に噛まれたと思って忘れなさい」とか「交通事故にあったと思って忘れなさい」というふうに言われてきた性暴力の被害者の方たちがたくさんおられたわけです。そういう時代があったわけです。そして、そんなものじゃない、そんな軽い被害ではないのだ、ということを被害者サイドの多くの人たちが主張してきました。私も研究者の立場で性暴力の問題について何か書かせていただいたり、お話しさせていただいたりする時に、性暴力被害は深刻なものなのだということをお伝えしてきました。それがだんだん社会的に広まり、浸透してはきたのですが、逆にステレオタイプ的な被害者像が独り歩きしてしまい、そのイメージに合わなければ被害者として認められない、というような状況になってしまっている、ということです。被害後の心身の状態は一様ではなく、いろいろな段階があって、そこを行ったり来たりということもありますし、個人差もあって人によっても違う、ということなど、多くの情報が今では発信されてきているのですが、何かそういう固定した被害者像が独り歩きしているという状況があります。

これは森田ゆりさんの受け売りですが、日本で「脆弱な」という言葉が被害者に使われることが多いのですが、英語のvulnerable（脆弱な）は単に「弱い」「脆い」「壊れやすい」という意味ではない。weakとは違って、背後にresilienceを持った、強さを秘めた弱さなんだということです。日本では、残念ながら「脆弱な」というのは単に「弱い」という意味でしか理解されていないので、被害者=弱い存在であるというイメージだけが広まっているようですが、実はresilienceとvulnerableを一体として理解しなければいけない。これは英語のお話で、森田ゆりさんは長くアメリカにいらっしゃる方なのでそういうことをお話くださったのですが、たぶん中島さんのほうがそういうことはよくご存じだと思いますので、ここでは森田ゆりさんのおっしゃっていたことをご紹介します程度ですが、被害者

の固定したイメージの弊害が問題になっているということです。

(3) 被害の深刻さは何で決まるのか？

では、被害の深刻さは一体何で決まるのでしょうか。被害者がとてもかわいそうな様子だったら被害が深刻で、かわいそうではなかったら深刻ではないのか。それはおかしいですね。被害者がどんな様子であろうと、起きたことが相手の意に反する性的行為であった、性暴力であったということであれば、その行為自体で深刻な人権侵害として認められるはずで、その後被害者の方がどんな様子でいらっしゃるかということは関係ないはずです。そうであるならば、被害者の様子によって裁判の帰趨が左右されるのはおかしい。

(4) 侵害された「法益」の評価

「法益」の評価とは、どういうことかと言いますと、刑法というのは、どういう利益が侵害されたのか、ということで犯罪行為のリストを作っているわけです。「法益」という言い方をしますが、国民にとって重要な保護されるべき利益というのがあって、それを侵害した行為を犯罪行為としてリストアップしたものが刑法であるわけです。

たとえば殺人罪を考えていただきますと、殺人罪の保護法益というのは何かというと人の生命です。これはとてもわかりやすいですね。人の生命を侵害した行為を殺人罪として処罰しなければいけないとなっているわけです。ただ、法益が何かということまで刑法に事細かく書いてあるわけではありません。「第26章 殺人の罪」の中では、殺人罪にかかわるいろいろな犯罪類型がリストアップされているだけで、何が保護法益かは書いていません。

では性暴力の場合の保護法益は何なのか。「性的自由」であったり「性的自己決定権」であったりと、今様々に議論されていますけれど、刑法にどう書いてあるかということ、刑法の第22章に「わいせつ、強制性交等及び重婚の罪」として章が作られていて、その中に強制わいせつ、強制性交等罪などの犯罪類型が書き込まれている。重婚と一緒にしているので、も

ともとは道徳的な秩序に対する違反というものを罪と考えていた名残であるとも言われていますが、この章を見ても何が保護法益かは何も書いていないわけです。それをどう考えるのかということが今様々に議論されているわけですが、何が性暴力によって傷つけられたのか、侵害されたのかという、その法益が適切に理解され評価されていたのであれば、被害後の被害者の方がどんなご様子であったとしても、加害者の行為の違法性に変わりはないはずです。たとえば殺人を例として考えていただいた時、殺人の態様も様々ですし、殺されていく人が何を思ったか、何を感じたかというのはもちろん第三者にはわからないわけですが、殺されていく人がどんなふうにおもうと、それをどう受け止めようと、人の生命という保護法益の侵害が等しく重大なものとして扱われて殺人罪と考えられるのと同じように、被害者イメージが裁判の場でどのように人々の目に映ろうと、性暴力という事柄の深刻さ、侵害された利益の重大性というのは等しく評価されるべきではないかというふうに思います。

これも前回の伊藤良子さんのご報告の中にあっただかと思いますが、「支配的な物語」が変化してきているということで、被害者像も変化してきていて、かつては被害が軽視されていたのが、今度は深刻性が強調されていて、でもただそれだけでなく多様性があるということが認識されるようになってきたということがありますが、被害者像の理解が変化しても、被害者自身の認識や受け止め方、被害後の回復の状況等が様々であったとしても、やはり侵害された法益の重大性は等しく評価される必要があるのではないかというふうに思います。

(5) 性犯罪の保護法益は何か？

では性犯罪の保護法益は何なのかという時に、性犯罪に関する刑事法検討会の議事録に載っていましたが山本潤さんのお言葉が大変印象的だったので、ご存じの方も多いかと思いますが、ご紹介したいと思います。山本潤さんは、『13歳、「私」をなくした私——性暴力と生きることのリアル』という本を2017年に出されていて、今回の刑法改正に非常に重要な役割を果たされた方です。

山本潤さんは、「心身の境界線の侵害」だということをおっしゃっていました。「自由意思が無視されたことだけに、被害者は苦しんでいるわけではないからです」。これは性的自由とか性的自己決定権の侵害ということにあたるかと思いますが、それだけではなく、「自由意思が侵害され、自分の心身が踏みにじられたことに苦しんでいるのです。正に、自分の体が犯罪の現場になったことに苦しんでいるのです」というふうにおっしゃっていました。こういう当事者の方の思いをきちんとくみ取った保護法益の議論を今後は是非やっていていただきたいと思っています。

5. 被害者の回復と司法

(1) 被害者の回復に重きを置く刑事司法へ

少しまとめていきたいと思っています。「被害者の回復と司法」という項目を立ててみました。被害者の方の回復をもっと視野に入れた刑事司法の展開の必要性があるのではないかとということです。

人権侵害による人々の傷つきの回復と「国家・社会の秩序」の回復が無関係ということそのものが、私は今一つ理解ができません。傷ついたのは被害者の方だけではないのです。被害者の方の傷つきはもちろんですし、その周囲の方たち、コミュニティ、それから「自分は無関係」と知らないふりをしている人も多いかもしれないけれど、社会全体が様々な性暴力の事件によって傷ついている。でもそういうこととまったく無関係、知らん顔をするような形で「国家・社会の秩序」の維持や回復は本当にできるのだろうか。逆に考えたら、そういうものと無関係な社会の秩序とは一体何なのかよくわからない。被害者の方たちの回復ということは、もちろんその方お一人だけの問題としても非常に重要なことなのですが、そういう被害者の方一人守れない、守ろうとしない社会であるということ自体が私たち一人ひとりにとって傷つきにつながっている。誰でも被害にあう可能性があるわけですから、一人の被害者も守ろうとしない社会に住んでいるということは、今度自分が被害にあった時に社会は自分を守ってくれないだろうと、当然そこに不安とか不信任感が生まれてくるわけです。社会全体

も傷ついているということを考えますと、それを無視するような形の刑事司法というのはおかしいのではないだろうか考える次第です。

(2) 被害者支援の一環としての加害者更生

ではどうするのかというと、具体的には解決方法はなかなか難しいと思うのですが、今具体的に加害者のプログラムをなさっている方が実際に試みられておられるように、被害者支援の一環として加害者の更生というものを考えていく。刑事司法の場でいえば、無罪放免という方向ではなく、一旦執行猶予をつけた形で、そのかわり加害者プログラムを受講することを義務づける。そういう方向でつなげていくことが加害者にとっても被害者にとってもプラスになるのではないかと考えています。これはある弁護士の方から伺ったのですが、有罪にして執行猶予がつかないと前科がつくので、執行猶予がつくつかないかというのは当事者にとって非常に重いことなんだそうです。天国と地獄みたいに違う。ですので、有罪になってしまうとあまりにも更生へのハードルが高くなりすぎるので執行猶予をつけて、そのかわり加害者プログラムの受講を義務づける、そういう制度設計が良いのではないかと、今私はそんなふうに思っています。いろいろご意見がおりかと思えますし、刑事関係の専門家の方もいらっしゃると思いますので、またいろいろご意見等教えていただけたらと思います。

また、重要なのは、単に再犯しなくなる、つまり暴力を振るわなくなるということだけがゴールではなく、その先に自分が傷つけた被害者の方たちに対する尊重というものが考えられていないと、当事者にとっても社会にとっても加害者にとっても本当の意味での傷つきの回復になるのだろうか、ということです。単に再犯防止、犯罪をしないということだけではなく、被害者の方への尊重、リスペクトにつなげていくことで初めて社会全体の回復につながるのではないかとこのように考えております。

(3) 性暴力によって侵害された「法益」の明確化

最後になりますが、性暴力によって侵害された「法益」というものをやはり明確化していく必要があるのではないかとこのことです。かつて中島

幸子さんがご講演の中で、他の暴力被害と違って、性暴力被害は自分の核になる部分が腐っていく感覚がある、というふうにおっしゃっていたことを非常によく覚えています。性暴力が人の何を侵害するのか、人の何を傷つけているのかということが、社会の中でしっかり理解されて裁判という場で明確にされる必要があるのではないかと考えています。

刑事裁判はその前提条件としていろいろな制約だとか、基本的な考え方に性暴力事件の解決には馴染まないいろいろな問題があるということを示し上げてきましたが、刑事裁判でなく他の方法、たとえば裁判外紛争処理というのも今、様々なやり方がなされていますし、被害者・加害者対話のセンターだったり、いわゆる修復的司法と言われる様々な試みが、実際にいろいろな団体によって実施されているところではあります。ですので、何も裁判だけが紛争解決の手段ではないのですが、ただ、なぜ裁判が重要かといいますと、裁判には、国が「こういう権利が侵害されました」ということを公的に承認し、それを社会に対して宣言するという機能がある。これは他の紛争解決制度にはないものです。私は、これは被害者の方たちの回復にとっても非常に重要なことではないかと考えています。もちろん、被害者の方たちも、いろいろな考え方、感じ方がおありと思いますので、勝手にそうだろうと決めつけてはいけません。何が侵害されたのか、ということはこの刑事裁判という場できちんと明らかにして、公に承認して宣言するということが、それは非常に重要なことではないかと考えています。

ただ、それが適切に行われなければ、裁判は被害者の方たちにとって二次被害をもたらすだけのものになってしまいますので、裁判をより有効な問題解決の手段とするためには、やはりこの「法益」の明確化、性暴力によって何が侵害されたのかという奪われた権利を明確にする必要があります。それが非常に重要な論点だと思います。このためには、元に戻るようだけれど、性暴力被害の実態についての理解がもっと浸透しなければいけないし、ジェンダー、セクシュアリティについてのバイアスが克服されていかなければいけない。逆に言うとその「法益」を明確化することによって、この二つの問題も少しずつ変わっていく可能性もあるので、こういうことを一

緒に進めていくのが非常に重要ではないかと思います。こういうことができて初めて、本当の意味で性暴力の傷つきによって侵害された権利の回復が実現するのではないかと考えております。

ここまでで私の話を終わらせていただきます。つたないご報告ではございましたが、ご清聴ありがとうございました。

参考文献

- ・手嶋昭子「暴力と責任——被害者支援・加害者更生から見た量刑判断——」法と社会研究第4号（2019）
- ・手嶋昭子『親密圏における暴力——被害者支援と法——』（信山社、2016）
- ・大阪刑事実務研究会編著『量刑実務大系1～5』（判例タイムズ社、2011-2013）
- ・指宿信監修・治療的司法研究会編著『治療的司法の実践』（第一法規、2018）
- ・齋藤梓・大竹裕子編著『性暴力被害の実際』（金剛出版、2020）